


庁議付議事案書

開催・平成29年11月1日

所管部課	都市建設部都市計画課	部長	直井 亨	
件名	東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 目的                      防災、景観、環境保全など都市農地の多様な機能が再評価され、都市農地は、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」にその位置づけが大きく転換している。これを受け、生産緑地法が改正（施行日：平成29年6月15日）され、生産緑地地区の下限面積が、改正前の一律500㎡から、地域の実情に応じて条例で定めるところにより、300㎡まで引き下げられるようになった。ついては、身近な都市農地を生産緑地地区として保全するため、標記条例を制定するものである。</p> <p>(2) 主な内容                      生産緑地地区に定めることができる区域の規模の下限面積を300㎡以上と規定する。</p> <p>(3) 施行日                      平成30年1月1日</p> <p>(4) 影響及び効果                      小規模な農地を生産緑地地区として指定することが可能となり、都市農地の計画的な保全を図ることができる。また、新たに指定を受けた農地については固定資産税等の減額が見込まれる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）                      条例の案文は、文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）                      平成29年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。